

大阪府告示第712号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第136条第1項の規定により、次のとおり防災街区整備事業組合の設立を認可した。

令和7年5月27日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 事業組合の名称  
寝屋川市東大利町（A街区）防災街区整備事業組合
- 2 事業施行期間  
令和7年5月27日から令和12年10月31日まで
- 3 施行地区  
寝屋川市東大利町の一部
- 4 事務所の所在地  
寝屋川市東大利町4番12号
- 5 設立認可の年月日  
令和7年5月27日
- 6 事業年度  
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法  
事務所の掲示板への掲示、ウェブサイトへの掲載のほか、組合が適当と認める場所への掲示により行うものとする。特に必要があるときは、これらに加え、官報に掲載して行う。
- 8 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限  
令和7年6月25日
- 9 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限  
令和7年6月25日